

IASB 討議資料「財務報告のための 概念フレームワークの見直し」(2013)における 貸借対照表貸方区分の検討 —シュミットの見解を中心として—

A Study on Classification of Credit in Balance Sheet in IASB Discussion Paper DP/2013/1 “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting” in Focus on Schmidt’s View

青 木 隆
AOKI Takashi

目次

- I はじめに
- II 貸借対照表の貸方区分における IASB の基本的な考え方
- III IASB 討議資料概念フレームワークにおける負債・資本の区分
- IV IASB 討議資料概念フレームワーク (2013) に関するシュミットの見解
- V むすび

(要旨)

国際会計基準審議会 (IASB) の討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」(2013) では、貸借対照表の貸方を負債・資本の 2 区分とすることを前提に、狭い持分アプローチ (narrow equity approach) および厳密な義務アプローチ (strict obligation approach) が検討されている。そこでは、従来の負債の定義と整合的であることを理由に後者が支持されている。シュミット (Schmidt, M.) がこの討議資料について考察している。討議資料における狭い持分アプローチの検討が不十分であり、厳密な義務アプローチによる負債の定義、すなわち現在の義務の存在が決して精密な区分基準ではないと彼は指摘する。また彼は、従来の負債の定義との整合性を理由に厳密な義務アプローチを支持することは、IASB が従来の基準にあまりに捉われ過ぎていると批判している。負債または資本のいずれかに分類することが困難であり、複雑でハイブリッドな金融商品が出現した。負債・資本の 2 区分を前提とする場合であってもある程度の例外を認めるか、もしくは 2 区分を前提としないアプローチも検討する必要がある。

I はじめに

貸借対照表の貸方区分に関する議論は金融商品を中心に長年にわたって行われてきている。国際会計基準審議会 (IASB) における基本的な考え方は、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) と同様に、貸借対照表の貸方を負債 (liability) と資本 (equity)¹⁾ の2つに区分する。その上で資本を、資産から負債を控除した後の残額として位置づけている。また2008年2月におけるIAS第32号の改訂では、例外的に特定の金融商品を資本として積極的に定義している。このように貸借対照表の貸方を負債・資本の2区分とする考え方に対して、負債と資本の両者の性質を有する非常に複雑でハイブリッドな金融商品が設計され、この2区分アプローチが必ずしも目的適合性および理解可能性を満たしていないのではないかと批判された。その後もさまざまな議論が展開されたものの、2011年にIASBとFASBとの共同プロジェクトが停止されたこともあり、抜本的な解決には至らなかった。

2013年7月にはIASBが討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」を公表している。この中では、貸借対照表の貸方を負債と資本の2区分とするこれまでの考え方を基本的に維持しながらも、新たなアプローチの検討を試みている。

これに関連して、ドイツでは人的会社や協同組合の出資者の払込が自己資本の定義を満たさない場合がある。これを踏まえて、IASBの討議資料における新たなアプローチについて検討しているのがシュミット (Schmidt, M.) である。本稿では、彼が検討している内容を軸に、IASBの討議資料において議論されている貸借対照表の貸方区分に関するアプローチについて考察することにした。

II 貸借対照表の貸方区分におけるIASBの基本的な考え方

IASBの「財務報告のための概念フレームワーク」(2010)において、負債および資本は次のように定義されている。負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。負債の基本的な特徴は、企業が現在の債務を負っていることである²⁾。資本とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分 (residual interest) である³⁾。

IAS第32号「金融商品：表示」は、金融負債 (financial liability) および資本性金融商品 (equity instrument) を原則として次のように定義している。金融負債とは、他の企業に現金または他の金融資産を支払うか、もしくは金融資産または金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務のほか、企業自身の資本性金融商品で決済されるかまたは決済される可能性のある契約のうち、一定の条件を満たすものをいう。資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証明する契約である⁴⁾。したがって、概念フレームワークおよびIAS第32号は、負債または金融負債を現在の義務として定義しており、その履行には経済的便益を伴う資源の流出が予測される。資本または資本性金融商品は資産から負債を控除した後の資産に対する残余請求権 (residual claim) を示すものと定義している。

この負債と資本は対等ではなく、負債または金融負債の定義が資本または資本性金融商品の定義に優先し、資本または資本性金融商品が残余の性格を有することになる。ここで問題となるのが、負債および資本の両者の定義を満たす金融商品によって残余請求権が示される場合である。例えば、残余請求権を示

しながら同時に所有者により売付可能なプッタブル金融商品 (puttable instrument)⁵⁾は金融負債としての定義が優先される。つまり、当該金融商品はプットの権利行使時に、現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者が買い戻すか、または償還する契約上の義務を含んでいるため企業は回避不能である。例えばデット・エクイティ・スワップ (DES) の際に発行される取得請求権付株式、オープン・エンド型の投資信託やユニット型の投資信託、協同組合における出資などがこれに該当する。プットの権利行使の際に支払が行われなければならないのであれば、概念フレームワークの意味における負債およびIAS第32号の意味における金融負債のすべてのメルクマールが満たされる。なお、金融負債の分類は当該権利がいつ行使可能となるか、権利行使による支払金額または受取金額はどのように決定されるのか、当該プッタブル金融商品に固定満期日があるかどうかなどの考慮は無関係である⁶⁾。

このように、プッタブル金融商品はIAS第32号により原則として金融負債の定義を満たすことになる。しかし、当該金融商品が企業の純資産に対する請求権を示している場合には次の懸念が示された⁷⁾。つまり第1に、継続的に当該負債が要求払金額を下回らない金額で認識される。第2に、当該負債の帳簿価額の変動が純損益に認識されることで、業績良好時に当該負債の現在価値が増加して損失が認識され、業績悪化時に当該負債の現在価値が減少して利得が認識される。第3に、償還価額の計算基礎しだいで、マイナスの純資産を報告することになる可能性がある。第4に、当該企業の資金調達的大部分が負債で行っているものとして描写される。第5に、株主への分配が費用として認識され、純損益が業績ではなく配分方針に関係しているように見えるかもしれない。またこの懸念は、企業の清算時にのみ義務を発生させる一部の金

融商品にもあてはまる。

懸念を払拭するためにIASBは2008年2月にIAS第32号の一部を改訂した。プッタブル金融商品に関しては、次の諸条件を満たす場合、例外的に資本として分類する⁸⁾。①企業の清算時に当該企業の純資産に対する比例的な請求権を当該金融商品の保有者に与える。②当該金融商品が他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属している。清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がないことが求められる⁹⁾。③他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が同一の特徴を有している。④当該金融商品が現金または他の金融資産を他の企業に引き渡す義務あるいは金融資産または金融負債を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務を含んでおらず、企業自身の資本性金融商品で決済されるか、またはその可能性がある契約でない。⑤当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属するキャッシュ・フローの合計額が、実質的に純損益、認識されている純資産の変動または当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済みもしくは未認識の公正価値の変動に基づいている。また、企業の清算時にのみ義務を発生させる一部の金融商品についても、プッタブル金融商品の場合とほぼ同様の条件により例外的に資本に分類される¹⁰⁾。

2008年におけるIAS第32号の改訂の目的は、金融負債の定義を満たすとともに、企業の純資産に対する残余持分を表す特定の種類の金融商品の財務報告を改善することであった¹¹⁾。IASBは同年、資本の特徴を有する金融商品に関する討議資料¹²⁾を公表し、FASBとともに負債と資本の区分に関する議論を展開していった。しかし、IASBと

FASBの共同プロジェクトによる負債と資本の区分問題は、2018年にIASBから概念フレームワークが公表された現在も未解決である。その後、2013年7月にIASBは討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」を公表している。ここでは、IAS第32号の改訂ではなく、概念フレームワーク局面から負債と資本の区分を検討し、これについて新たなアプローチの展開を試みている。

Ⅲ IASB 討議資料概念フレームワークにおける負債・資本の区分

1 基本的な考え方

IASBの討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」における負債・資本の区分に関しては、資本の定義に関する議論および負債・資本の区分が負債の定義だけを基礎とすべきかどうかの議論が中心である。この討議資料における負債・資本の区分は、従来の概念フレームワークにおける負債・資本の区分と基本的には同じ内容である。その上で、負債・資本の区分を明確化できる2つのアプローチとして狭い持分アプローチ(narrow equity approach)および厳密な義務アプローチ(strict obligation approach)が展開されている。つまり貸借対照表の貸方を負債・資本という、これまでの2区分とする大枠を変更しないことが議論の前提となっている。

狭い持分アプローチは基本的に最も残余的な(most residual)請求権を表す金融商品のみを資本とし、それ以外をすべて負債とする考え方である。例えば、普通株式および残余財産分配に関する優先株式を発行していた場合、前者は最も残余的な請求権を表すため資本に分類するのに対して、後者は最も残余的な請求権を表さないため負債に分類する。厳密な義務アプローチは基本的に経済的資源を引き渡す義務のみを負債とし、それ以外をす

べて資本とする考え方である。さきほどの普通株式および残余財産分配に関する優先株式を例に考えれば、両者とも経済的資源を引き渡す義務ではないため資本に分類する。同じ株式であっても、強制償還優先株式などは経済的資源を引き渡す義務を有するため負債に分類する。狭い持分アプローチは資産－資本＝負債という「資本確定アプローチ」に該当し、厳密な義務アプローチは資産－負債＝資本という「負債確定アプローチ」に該当すると解することができる。

2 狭い持分アプローチの特徴

IASB 討議資料概念フレームワークにおける負債・資本の区分に関する狭い持分アプローチの特徴は以下のとおりである。

第1に、親会社が発行している資本性金融商品のうち、最も残余的な既存のクラスの中の資本性金融商品だけを資本として分類する¹³⁾。ここでいう資本性金融商品とは、発行されている金融商品のうち持分請求権を生み出し、負債を生み出さないものを指す。持分請求権とは企業の持分に対する現在の請求権、すなわちすべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分をいう¹⁴⁾。親会社が発行している資本性金融商品が前提であり、いわゆる非支配持分(non-controlling interests)は資本として分類されない。連結ベースでみたときに最も残余的ではないため、非支配持分は資本ではなく負債として分類される¹⁵⁾。優先株式も負債として分類される。

第2に、資本として分類した金融商品以外の金融商品を、すべて負債として分類する。具体的には、資産を移転する義務を生み出さない金融商品、非支配持分および資本に分類される資本性金融商品に係るフォワードおよびオプションといったものがある。ここでは、最も残余的な既存のクラスの中の資本性金融商品であるか否かが負債と資本を区分す

るメルクマールとなっているため、当該金融商品が経済的資源を引き渡す義務を有しているかどうかは関係ない¹⁶⁾。

第3に、負債に分類されるすべての金融商品における利得および損失を損益計算において認識する¹⁷⁾。

狭い持分アプローチは、貸借対照表の貸方を負債・資本の2区分とする点ではこれまでの考え方を維持しながら、資本を優先的に分類するいわゆる資本確定アプローチを採用している。これは、2008年に改訂されたIAS第32号における例外の原則化ともみることができ¹⁸⁾。狭い持分アプローチは、持分請求権の最も残余的な既存のクラスの保有者の視点から企業に対する請求権を描写することにより、当該保有者の持分を1つのステップだけで直接描写する。これは企業に対する優先的な請求権のすべてを、残余請求権とは根本的に異なるものとして区分することによって行われる。それらの優先的な請求権のすべてが経済的資源すなわち資産を引き渡す義務を生じるわけではない¹⁹⁾。

したがって、狭い持分アプローチは負債を優先的に分類すること、また負債の定義として用いられてきた現在の義務の存在というメルクマールを放棄することを意味する。IAS第32号では、デリバティブで固定額の現金または他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換の方法で決済されるか、またはその可能性があるものは例外的に資本に分類される。これに対して、狭い持分アプローチは、この例外的な資本分類も放棄している²⁰⁾。

3 厳密な義務アプローチの特徴

IASB 討議資料概念フレームワークにおける負債・資本の区分に関する厳密な義務アプローチの特徴は以下のとおりである。

第1に、経済的資源を引き渡す義務のみを負債に分類する。貸借対照表は企業の経済的

資源および経済的資源を引き渡す義務を示すのであり、損益計算書および包括利益計算書は、当該経済的資源および当該経済的資源を引き渡す義務の変動を示すものである。負債のメルクマールは経済的資源の譲渡に対する義務の存在である。その結果、プッタブル金融商品は負債として分類されるが、資本性金融商品のあらゆる引渡義務、つまり自社株式発行義務はここでいう経済的資源を引き渡す義務には該当せず負債として分類されない²¹⁾。

第2に、持分請求権のすべてを資本に分類する。具体的には、当該クラスの請求権の保有者に行われる資本の分配の一部を受け取る権利を保有者に与える請求権のすべて、資本性金融商品を引き渡す義務のすべてが、ここでいう持分請求権に該当する。ただし、企業が自身の資本性金融商品を引き渡すという義務は、経済的資源を引き渡す義務ではないため、負債の定義を満たさない²²⁾。狭い持分アプローチにおいて負債に分類される非支配持分や優先株式は、厳密な義務アプローチにおいて資本に分類される。

第3に、すべての持分請求権の測定値を見直すことによって持分合計を再配分する。したがって、貸借対照表の資本の部は、すべての持分請求権が他の持分請求権にどのような影響を与えているのかを示すものであり、持分変動計算書は、持分請求権の異なるクラスの間での富の移転を示すものである²³⁾。

厳密な義務アプローチは、持分請求権の最も残余的な既存のクラスの保有者の持分を2つのステップで描写する。第1のステップは、企業を全体として資本の提供者すべてに共通する視点から描写する。これは経済的資源、経済的資源を引き渡す義務およびそれらの変動を識別することにより行われる。第2のステップは、各クラスの持分請求権の保有者の視点から、他のすべての持分請求権の保有者に与える影響を識別することによってその描

写を拡充する²⁴⁾。厳密な義務アプローチは、前述した2008年2月の改訂前におけるIAS第32号の分類アプローチに合致する。いわゆる負債確定アプローチに相当する考え方であると解される。

4 討議資料における2つのアプローチの評価

IASB 討議資料概念フレームワークでは、狭い持分アプローチと厳密な義務アプローチを次のように比較検討している。

狭い持分アプローチを採用すべき根拠として以下を挙げる。第1に、狭い持分アプローチは厳密な義務アプローチほど、持分投資者が持分変動計算書を読んで理解する必要性に重点を置いていない。また、希薄化および異なるクラスの持分保有者の間での富の移転は、持分変動計算書ではなく損益計算書および包括利益計算書上でその影響を示すことによつてのみ明確に報告されうる²⁵⁾。第2に、狭い持分アプローチは、特定の金融商品が経済的資源を移転する義務を企業に生じさせるのかどうかの評価を企業に要求しない。厳密な義務アプローチでは相当の判断 (considerable judgement) に基づく評価が必要となる場合がある。例えば、特に現金による決済の可能性の方が高いが、発行者が自身の資本性金融商品を用いて決済することを認めるオプションを含む一部の金融商品について、相当な判断が必要となると考えている。第3に、狭い持分アプローチによれば、金融商品を発行しているすべての企業は最も残余的なクラスの金融商品を資本に分類することになる。これは一部のクラスのプッタブル金融商品についての免除の理由となった懸念を取り除く可能性がある。これは多くの協同組合や相互会社にとって重要である²⁶⁾。

IASB 討議資料概念フレームワークは、厳密な義務アプローチの方が狭い持分アプローチよりも好ましいとしている。その理由は、

第1に、厳密な義務アプローチは従来の負債の定義、ひいては非支配持分の従来の会計処理とも整合的である。負債の定義を狭い持分アプローチと整合的に修正することは、定義が複雑になり理解可能性が低下する。第2に、厳密な義務アプローチは、狭い持分アプローチに比べて以下の点を明確に区別する。企業が現金または他の経済的資源を移転する義務を有しているのかどうかは、債権者および投資者双方にとって重要である。なぜなら債権者にとってそのような義務は返済見込額に影響を及ぼしうるからであり、投資者にとってそのような義務は企業の存続を脅かしうるからである。厳密な義務アプローチは当該義務が企業に現金または他の経済的資源を移転することを要求する場合に負債として分類する。もう1つは、ある金融商品が他のクラスの持分請求権の既存の保有者へのリターンに影響を与える優先的な (ランクの高い) 請求権を生じるのかは、厳密な義務アプローチでは各クラスの持分請求権を区分して持分変動計算書で報告する²⁷⁾。第3に、すべての持分請求権を測定することにより、他の持分請求権の影響に関してより明瞭な情報を持分保有者に提供する。第4に、IAS第32号とIFRS第2号との不整合を解消し、IFRS第2号からの複雑性の1つの発生源が取り除かれる²⁸⁾。

IV IASB 討議資料概念フレームワーク (2013) に関するシュミットの見解

シュミットはIASB 討議資料概念フレームワークについて以下の見解を示した。

1 IFRS が適用される企業の範囲

シュミットはIFRSが適用される範囲を上場会社に限定せず、合名会社や合資会社、協同組合なども含まれると解している。EUでは上場会社の連結決算にIFRSが強制適用されており、協同組合もその例外ではない。協

同組合への出資はプッタブル金融商品の一種である²⁹⁾。IAS 第 32 号によれば、プッタブル金融商品は原則として負債に分類され例外的に資本として分類される。したがって、協同組合への出資が負債に分類されると貸借対照表上資本が存在しないことになる。また、協同組合への出資は最劣後の請求権であるにもかかわらず、これを負債とすると当該負債の帳簿価額の変動が損益として認識され、業績良好時には損失が、業績悪化時には利益が認識されることになる。これらの問題を解消するため、IAS 第 32 号は協同組合への出資を資本に分類する例外を設けた。ただし、多くの協同組合への出資は負債として取り扱われるという問題が残っている³⁰⁾。シュミットは、プッタブル金融商品を例外的に資本に分類するという IAS 第 32 号の規定が、IFRS が適用されるすべての企業に影響を及ぼすと解している。IFRS はアメリカの上場会社に対して特別に設計される US-GAAP とは異なると解している。US-GAAP がアメリカ国内の基準であり、そこではアメリカの法制度の影響を受けるのに対して、IFRS はグローバルな会計言語であり、特定の国や地域の法制度の影響を受けないことが背景にあると解される³¹⁾。

2 IASB における負債・資本の区分原則に対する問題点

IASB の概念フレームワーク (2013) および 2008 年改訂前の IAS 第 32 号における負債・資本の区分は、ドイツでは次のような結果を生む。出資者または組合員が法律上または契約上の解約告知権を有する企業は、解約告知の際に企業の支払義務が存在する場合に限り払込を原則的に自己資本としてではなく金融負債として分類する。とりわけ合名会社や合資会社、協同組合といった人的組織がその対象となる³²⁾。このような解約告知権が付されている払込は負債 (他人資本) の定義

を満たすとともに、これが優先されることになる。

2008 年 2 月に改訂された IAS 第 32 号において、特定の条件下で解約可能な残余請求権が自己資本として分類されることになった。これを利用したハイブリッドな金融商品が設計されうる。例えば契約上の義務を明確に要求せず資源の喪失を強いる経済的強制 (economic compulsion) を伴う金融商品である。これは経済実質優先 (substance over form) の観点から負債ではなく資本に分類される³³⁾。また、ドイツの人的組織が通常の場合において出資者または組合員の払込を自己資本として表示することが可能になった³⁴⁾。この規定は合名会社および一部の有限会社に対して問題ないが、合資会社に対しては問題となる³⁵⁾。また有限責任社員および無限責任社員からの払込は、他のすべての請求権に対して等しく劣後的である。しかし、会社財産がそれ以外 (より上位の) 請求権の満足に対して十分でない (マイナスの清算純財産) ならば、このマイナスの残余が無限責任社員にのみ割り当てられる。なぜならば、無限責任社員のみが債権者に対して個人的に無制限に責任を負うからである。つまり、有限責任社員はマイナスの残余に対する“請求権”を有しない。IAS 第 32 号はプラスの財産 (“純資産”) にのみ適合することによってこの問題を回避している。さらに、IAS 第 32 号は合資会社の場合に無限責任社員の人的責任を、いわば払込から分離して別個の金融商品とみなす。なぜならば、無限責任社員による責任引受けに対する報酬から再び利益分配の際の優先が生じ、それは合資会社資本の残余の特徴に反するからである。また、非支配持分は確かに個々の企業の視点から残余請求権に表示されるが、しかしコンツェルンの視点から残余請求権に表示されない³⁶⁾。

狭い持分アプローチは現在の負債の定義か

ら乖離するのに対して、厳密な義務アプローチは現在の負債の定義に合致するためにIASBは後者を支持する。しかし、シュミットは貸借対照表の貸方を負債と資本の2区分とすることについて、負債の定義を利用したハイブリッドな金融商品が発行されうると指摘する。事業体が資源の喪失を強制される(経済的強制)のために、実質的に負債とみなされうる金融商品がいまだに資本として分類されたり、会社以外の形態を有する事業体は残余請求権が負債として分類されたりする場合がある。負債と資本を区分するメルクマールを「義務」としない考え方も検討する必要があると彼は指摘する³⁷⁾。

3 IASB 討議資料概念フレームワークに対する評価

(1) 狭い持分アプローチに対する評価

シュミットは、IASB 討議資料概念フレームワークにおける狭い持分アプローチの検討が十分ではないと述べている。当該アプローチによると、企業の法形態、つまり人的会社や協同組合、有限会社や株式会社の区分に関係なく、常に厳密に最も残余的なクラスの金融商品のみが自己資本として分類される。当該アプローチでは、金融商品の他のクラスが最劣後の請求権である場合に、金融商品の発行または償還は分類の変更を伴う。確かに定義に応じて金融商品のクラスが存在し、それは最も残余的であるが、しかしより詳細な吟味は、より多くのそのようなクラスを与える状況を必要とする。そのとき、あるクラスの請求権が他のクラスの請求権に、優先するかまたは劣後するか評価すべきである。この評価は、個々の法形態に関して個々に行われうるだけである。また、当該アプローチはコンツェルンの局面において、例えば子会社の清算時に、子会社の財産に対する残余請求権が親会社の他人資本提供者の請求権に優先して満たされ、最劣後としての要件を満たさなく

なる。したがって、非支配持分は依然として残余請求権を表すものではなく、自己資本として示されない³⁸⁾。

(2) 厳密な義務アプローチに対する評価

IASB 討議資料概念フレームワークでは、負債の定義に関する首尾一貫性を有する点において、総じて厳密な義務アプローチをより有用なものとして評価している。狭い持分アプローチは負債の定義の適合を必要とする。つまり、IASBは貸借対照表の貸方を負債と資本の2区分とすることを維持しようとしている。しかしシュミットによれば、負債の定義は概念フレームワークの局面における区分の議論の際に論拠にならない。厳密な義務アプローチに基づく義務は、多くの場合において精密に区別して評価できず、結果としてストラクチャリングの可能性が生じる。

また、厳密な義務アプローチによれば、企業財産に対するさまざまな請求権がどのように相互に影響を及ぼしうるかをより適切に伝達することが重要となる。例えば、債権者は現金または財産価値に関するどのような引渡義務が存在するのかという情報を獲得する。この情報は、例えば早期に満たすべき請求権といった義務が自分の請求権の弁済を危険にさらしうるために重要である。反対に、自己資本提供者は企業の義務を示さない自分の請求権が満たされるのに先立って、どのような上位の請求権を満たすべきかに関する情報を獲得する。しかし、彼によればこの論拠も特定の状況において誤っていると解する。厳密な義務アプローチは、取消可能な残余請求権を表す金融商品が負債として分類される結果を生む。しかし残余請求権はその算定の際に、場合によっては存在する上位の請求権が考慮されるならば、定義によって上位の請求権の満足を危険にさらすことはない。彼はこのとき有限会社の場合であればゼロ、個人的に責任を負う会社であればマイナスの残余請求権というのはありえないと解する。もし残

余請求権が負債に分類されれば、その残余請求権の分だけ少なくとも負債はプラスを維持するはずである。つまり、厳密な義務アプローチによって取消可能な残余請求権が負債として分類されるならば、貸借対照表では計算上債務超過が生じ得ないと解される³⁹⁾。

さらに、取消可能な残余請求権を表す金融商品の負債への分類は、負債の程度つまりレバレッジを歪めることになる。先述したように、取消可能な残余請求権が負債として分類されることによって定義上債務超過となりえないため、企業はまさに債務超過に基づく損失リスクにさらされない。その結果、討議資料において厳密な義務アプローチの長所に値することに関して述べられる論拠は、残余請求権を表す所有者により取消可能な金融商品の場合に、厳密に当てはまらない⁴⁰⁾。

厳格な義務アプローチは、ドイツ企業にとって事実上、取消可能な残余請求権に対する例外に関する区分原則として広がった2008年のIAS第32号改訂前の区分原則への回帰を意味する。IASBが個々の基準のレベル(新たな概念フレームワークに適合するIAS第32号またはその後の基準)で同様の例外を放棄するならば、ドイツの視点から、問題のあるすべての状況が広範囲に復活する。そのような放棄はありそうにないことではない。なぜならば、さもなければ厳格な義務アプローチが従来の区分の多くの視点に適合し、その結果、根本的な改訂の必要性が明らかとならないからである⁴¹⁾。

V むすび

以上の考察結果を要約する。

IASB概念フレームワークおよびIAS第32号において、負債または資本に区分し、負債の定義が優先される、いわゆる「負債確定アプローチ」が採用されている。例外として、一部の金融商品が資本として分類される。

IASB 討議資料概念フレームワーク(2013)において、負債・資本の2区分を維持しながらも、狭い持分アプローチおよび厳密な義務アプローチが検討されている。前者は、親会社が発行する資本性金融商品のうち最も残余的な既存のクラスの資本性金融商品のみを資本として分類し、それ以外の金融商品はすべて負債として分類する。後者は、経済的資源を引き渡す義務のみを負債に分類し、それ以外の持分請求権のすべてを資本として分類する。IASB 討議資料概念フレームワーク(2013)では後者を支持している。

IASB 討議資料概念フレームワーク(2013)は負債・資本の2区分および負債の定義を変更せず、厳密な義務アプローチを支持した。しかし、それに対してシュミットは批判的に考察している。彼は、負債・資本の区分や負債の定義の核となる義務の存在は、決して精密な区分基準ではないと主張している。厳密な義務アプローチは補足規定を必要とし、複雑性を増すだけでなく、基準の有用性に対する疑念も起こさせる。また彼は、IASBが今回の討議資料概念フレームワーク(2013)を公表するにあたって、負債・資本というこれまでの区分の考え方に、あまりにも固執しているのではないかと解している。当該アプローチの適用は結局、2008年改訂以前のIAS第32号と同様である。

狭い持分アプローチは、残余請求権を資本として分類するが、残余請求権は、他のすべての優先する請求権(負債)が一義的に定義されることによって最も明白に(二義的に)定義しうる。このため、定義が複雑となり不確実性を増す。また、当該アプローチでもIAS第32号と同様に、合資会社の場合に無限責任社員の人的責任を、いわば払込から分離して、別個の金融商品とみなす必要がある。なぜならば、無限責任社員による責任引受けに対する報酬から、再び利益分配の際の優先が生じ、それは合資会社資本の残余の特

IASB 討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」(2013)における貸借対照表貸方区分の検討
 徴に反するからである。さらに当該アプローチでは、以前より問題となっているコンツェルン決算書における非支配持分の問題はその
 ままである。
 以上を図示すると次のようになる。

(図表) シュミットの見解に基づく金融商品に関する負債・資本の区分基準の特徴と問題点

	IAS 第 32 号		IASB 討議資料概念フレームワーク (2013)	
	2008 年改訂前 (負債確定アプローチ)	2008 年改訂後 (負債確定, 一部資本確定アプローチ)	厳密な義務アプローチ (負債確定アプローチ)	狭い持分アプローチ (資本確定アプローチ)
負債金融商品の定義	金銭等を引渡すか潜在的に不利な条件で金融商品を交換する義務	同左 (加えて, 例外的に資本に分類される場合を除く)	金銭等を引渡すか潜在的に不利な条件で金融商品を交換する義務	資本金融商品の定義以外
資本性金融商品の定義	資産から負債を控除した残額 (純財産) に対する残余請求権	同左 (ただし, 特定の条件により例外的に資本に分類)	資産から負債を控除した残額 (純財産) に対する残余請求権	企業財産 (純財産) に対する残余請求権
解約可能な残余請求権を示す金融商品 (人的会社等への払込) の分類	負債	一部負債 一部資本	負債 (ただし, 債務超過の原因とならない)	資本
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 負債の定義を優先する 例外規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 人的会社等への払込が資本に分類される 	<ul style="list-style-type: none"> 2008 年改訂前の IAS 第 32 号への回帰 	<ul style="list-style-type: none"> 義務の基準を必要としない (解約可能かどうかは関係ない) 2008 年改訂後の IAS 第 32 号の資本分類に関する例外の原則化 会社形態に共通して適用される
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 人的会社等への払込がすべて負債に分類される 	<ul style="list-style-type: none"> 非支配持分が資本に分類されない 	<ul style="list-style-type: none"> 人的会社等への払込がすべて負債に分類される 解約可能な残余請求権を示す金融商品は債務超過の原因とならない 義務の存在が決して精密な区分基準ではない (補足基準の必要性) 	<ul style="list-style-type: none"> 残余請求権の積極的な定義の困難性 非支配持分が資本に分類されない 再分類により区分が多くなる 株式会社における配当優先株の負債分類 合資会社における残余請求権の範囲

出典: Schmidt, Martin *Die Abgrenzung von Eigen- und Fremdkapital bei Kassainstrumenten — Neue Vorschläge des IASB im Diskussionspapier DP/2013/1 "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting"*, Die Wirtschaftsprüfung 9, 2014,484-492. に基づいて筆者作成。

狭い持分アプローチは「資本確定アプローチ」に該当し、厳密な義務アプローチは「負債確定アプローチ」に該当すると解される。IASB 討議資料概念フレームワーク (2013) においては、貸借対照表の貸方を負債と資本の2つに区分したうえで「負債確定アプローチ」を採用したと解される。しかし、ハイブリッドで複雑な金融商品が登場し、「負債確定アプローチ」による区分が困難となっている現状では、例外を認める、または貸借対照表の貸方を負債・資本の2区分に必ずしも限定せず、例えば損失吸収アプローチや無期限アプローチ、または請求権アプローチなども検討する余地がある。

貸借対照表の貸方を無区分としない場合、区分間における優先劣後関係を考える必要がある。他のすべての区分への分類が行われた

後に分類される最劣後の区分の合理的決定は困難である。したがって、可能な限り最劣後の区分を最小限にとどめる必要がある。また、そのことによって区分が多少増えることは、区分が複雑になるというよりはむしろ精密になるとも考えられる。ただし、区分の数をどこまで許容するのかを検討する必要がある。さらに、これによって非支配持分の区分にも影響を及ぼすと考えられる。

形式的な側面と実質的な側面とを分けて貸借対照表の貸方区分について検討することも考えられる。一律の区分表示によって、かえって複雑性が増大するのであれば、例えば形式的には2区分として、実質的には細分化して3区分とするといった表示も考えられる。ただし、これも区分の数をどこまで許容するのかを検討する必要がある。

(注)

- 1) 本稿では equity について適宜「資本」または「持分」という用語を用いる。
- 2) IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, パラグラフ 4.4 (b)および 4.15 参照。なお、IASB は 2018 年 3 月に新たな概念フレームワークである「財務報告のための概念フレームワーク」(2018) を公表している。ただし、本稿における検討部分において変更は生じていない。本文では「財務報告のための概念フレームワーク」(2010) と表記している。
- 3) IASB, 上記資料注 2, パラグラフ 4.4 (c)参照。
- 4) IASB, IAS32 *Financial Instruments: Presentation*, 2017 パラグラフ 11 参照。なお、金融負債の定義において一定の条件を満たすものとは、デリバティブ以外で企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるかまたはその可能性があるもの、もしくはデリバティブで固定額の現金または他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、またはその可能性があるものである。
- 5) プッタブル金融商品とは、現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者に売り戻す権利を保有者に与えているか、あるいは不確実な将来の事象または当該金融商品の保有者の死亡もしくは退職が発生した時に発行者に自動的に売り戻される金融商品をいう (IASB, IAS32, 上記注 4 パラグラフ 11 参照)。
- 6) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ BC7 参照。
- 7) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ BC50, BC64 参照。
- 8) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ 16A 参照。これに加えて、純損益、認識されている純資産の変動または当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済みもしくは未認識の純資産の公正価値の変動に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額およびプッタブル金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限または固定する効果を有する他の金融商品または契約を有してはならない (IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ 16B 参照)。
- 9) 企業がただ 1 つのクラスの金融商品しか有して

IASB 討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」(2013)における貸借対照表貸方区分の検討

- いない場合には、そのクラスを他のすべてのクラスに劣後しているかのように扱わなければならない (IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ AG14D)。
- 10) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ 16C, 16D 参照。
 - 11) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ IN24 参照。
 - 12) IASB, Discussion Paper *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, 2008.
 - 13) IASB, Discussion Paper DP/2013/1 *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. パラグラフ 5.30 (a) 参照。なお、シュミットは討議資料における資本の定義として資本性金融商品 (equity instrument) の概念を用いることは循環論となるため、金融商品または請求権といった方がより適切であろうことを述べている (Schmidt, M. *Die Abgrenzung von Eigen- und Fremdkapital bei Kassainstrumenten — Neue Vorschläge des IASB im Diskussionspapier DP/2013/1 “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting”,* Fussnote39 参照)。
 - 14) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.7 参照。
 - 15) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.30 (a) 参照。なお一部の非支配持分は資本に分類される場合がある (IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.30 (a) 注 44 参照)。
 - 16) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.30 (b) 参照。
 - 17) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.30 (c) 参照。
 - 18) また狭い持分アプローチは所有者の視点に合致し、厳密な義務アプローチは企業自体の視点に合致すると解される (IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.31 参照)。
 - 19) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.32 参照。
 - 20) Schmidt, M. 上記注 13, 488 ページ参照。この例外的な資本分類は、いわゆる「固定対固定ルール」と呼ばれるものである (IASB, IAS32 パラグラフ 11 (b) (ii) 参照)。他の交換関係はそれに対して、負債の定義を満たしていないにもかかわらず負債として分類される。ある負債は、現金またはその他の財産価値の譲渡義務を前提とする。しかし、企業自身の自己資本金融商品は発行者の視点から財産価値ではない (Schmidt, M. 上記注 13, Fussnote45)。
 - 21) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.34 (a) 参照。
 - 22) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.34 (b) 参照。
 - 23) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.13 および 5.34 (c) 参照。
 - 24) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.33 参照。
 - 25) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.13 およびパラグラフ C1-C18 参照。
 - 26) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.36 参照。
 - 27) IASB, Discussion Paper 上記注 13, パラグラフ 5.13 およびパラグラフ C1-C18 参照。
 - 28) IASB, Discussion Paper 上記注 13 パラグラフ 5.37 参照。
 - 29) 明田作「負債と資本の区分をめぐる会計上の問題」『農林金融』第72巻第6号2019年6月47ページ参照。なお、協同組合等の組合員の出資持分の分類については IFRIC Interpretation 2 *Members' Shares in Co-operative Entities and Similar Instruments* を参照。
 - 30) 明田作, 上記注 29, 55 ページ参照。
 - 31) Schmidt, Martin *Equity and Liabilities—A Discussion of IAS 32 and a Critique of the Classification*, Accounting in Europe, Vol.10, No.2, 2013.201-202 ページ, 207-211 ページ参照。また残余請求権が株主, 社員または組合員によってプットブルとなる多くの法形式が存在する。したがって、株式会社だけでなくパートナーシップや協同組合, 有限責任会社 (LLC) が含まれる場合がある。例えばドイツの有限会社における出資は、当該会社の定款の規定によってプットブルとなる場合がある。

IASB 討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」(2013)における貸借対照表貸方区分の検討

- 32) Schmidt, M. 上記注 13, 485 ページ参照。そのほか、有限会社の一部も含まれる場合がある。
- 33) Schmidt, M. 上記注 31, 211, 214 ページ参照。
- 34) IASB, IAS32 上記注 4 パラグラフ BC51 参照。
- 35) Schmidt, M. 上記注 13, 486 ページ参照。
- 36) Schmidt, M. 上記注 13, 491-492 ページ参照。
- 37) Schmidt, M. 上記注 31, 214-215 ページ参照。
- 38) Schmidt, M. 上記注 13, 490 ページ参照。
- 39) Schmidt, M. 上記注 13, 490 ページ参照。
- 40) Schmidt, M. 上記注 13, 488-489 ページ参照。
- 41) Schmidt, M. 上記注 13, 490-491 ページ参照。

(参考文献)

International Accounting Standards Board, IAS32 *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, 2003.

IASB, *Amendments to IAS32 Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008. (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会, 公益財団法人財務会計基準機構監訳, IFRS 基準, 中央経済社, 2017 年)。

IASB, Discussion Paper *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, 2008.

IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2010. (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会, 公益財団法人財務会計基準機構監訳, IFRS 基準, 中央経済社, 2017 年)。

IASB, Discussion Paper DP/2013/1 *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013.

Schmidt, Martin *Die Abgrenzung von Eigen- und Fremdkapital bei Kassainstrumenten—Neue Vorschläge des IASB im Diskussionspapier DP/2013/1 “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting”*, Die Wirtschaftsprüfung 9, 2014, 484-492.

Schmidt, Martin *Equity and Liabilities—A Discussion of IAS 32 and a Critique of the Classification*, Accounting in Europe, Vol.10, No.2, 2013, 201-222.

青木隆「金融商品に関する負債・持分の区分」『会計学研究』(日本大学) 第 22 号, 2008 年 3 月, 89-118 ページ。

秋坂朝則「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』(日本銀行金融研究所) 2009 年 3 月, 99-117 ページ。

明田作「負債と資本の区分をめぐる会計上の問題」『農林金融』第 72 巻第 6 号, 2019 年 6 月, 43-60 ページ。

五十嵐邦正『資本金制度論』森山書店, 2008 年。

池田幸典『持分の会計』中央経済社, 2016 年。

山田純平「IASB における負債と資本の区別とその問題点」『国際会計研究学会年報』2015 年度第 2 号 23-34 ページ。

本稿は、日本会計研究学会第 75 回全国大会(於:静岡地区)における自由論題報告を加筆修正したものである。